

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の背景

今日、世界を取り巻く環境問題は多様化しています。私たちの身近な生活環境にかかわる自動車の排気ガスや工場・事業場からの大気汚染、生活排水や事業場排水による河川等の水質汚濁、事業活動に伴う騒音、振動、悪臭問題などにとどまらず、地球温暖化、PM2.5による越境大気汚染、自然破壊による生物多様性の減少や外来生物の問題など地球規模で対応すべき複雑な問題となっています。

こうした状況のもと、平成27(2015)年9月の国連サミットでは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、環境課題など17のゴールと169のターゲットに全世界が取り組むことによって『誰一人取り残さない(leave no one behind)』社会を実現することを目標としています。これらの目標は、SDGs「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」として、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

また、気温や海面水位の上昇などにより、すでに影響が出ている地球温暖化について平成27(2015)年12月には第21回締約国会議(COP21)において、京都議定書以来の国際的な枠組みとなる「パリ協定」が採択され、「産業革命前からの平均気温上昇を2℃より十分低く保つ」、「今世紀後半に人為起源の温室効果ガス排出を正味ゼロにする」ことを長期目標としています。さらに令和3(2021)年にイギリスのグラスゴーで開催された第26回締約国会議(COP26)では、世界の平均気温の上昇を1.5度未満に抑えるために温室効果ガス削減強化を各国に求める「グラスゴー気候合意」が採択され、パリ協定のルールブックも完成することでパリ協定の完全運用となりました。

本市でも、地球規模の環境問題から身近な環境保全について各種の施策を総合的かつ計画的に進めるため、深谷市環境基本条例に基づき「深谷市環境基本計画」を平成30(2018)年3月に策定し、『安心とやすらぎを感じられるまち～市民が住みやすく地球環境がまもられるまち～』を目指すべき環境像として掲げ、豊かな環境の保全と創造に取り組んでまいりました。

また、本市は令和3(2021)年1月に『ゼロカーボンシティふかや』宣言を行い、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを公表しました。こうした状況の変化や、平成30(2018)年に策定した計画から5年が経過したことを踏まえ、「深谷市環境基本計画」(本計画)を見直します。

## ◆「ゼロカーボンシティふかや」宣言とは

### 『ゼロカーボンシティふかや』宣言

近年、地球温暖化が原因と考えられる猛暑や豪雨災害、大規模火災などの気候変動による災害が世界規模で発生し、私たちの生活環境や生命、財産まで脅かす、気候危機というべき深刻な状況となっています。

2015年に合意されたパリ協定では、「産業革命以前と比べ平均気温上昇の幅を2度未満とする」目標が国際的に広く共有され、2018年に公表されたIPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)特別報告書においては、「気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。この目標達成に向け、環境大臣から自治体での取り組みの重要性と広がりへの期待が表明され、ゼロカーボンシティへの参画が促され、さらには、第203回国会における菅内閣総理大臣の所信表明演説にも「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことをここに宣言します」と述べられました。

深谷市では、「第2次深谷市総合計画」、「深谷市環境基本計画」において、「二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の削減」を掲げており、併せて「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」などに取り組み、二酸化炭素排出量を低減してまいりました。

「ゼロカーボンシティ」の実現は、郷土の偉人渋沢栄一翁の「論語と算盤」の思想、「経済活動をする上で、常に社会貢献や多くの人の幸せの実現といった公益を追求しながら、同時に個人の利益を上げていく」、まさに、翁がその人生を通して体現した「公益のために生きる」につながると考えます。今後、渋沢栄一翁のチャレンジスピリットに習い2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」実現に向けて挑戦することを宣言します。

令和3年1月26日

深谷市長

小島 進



## 2 計画の位置付け

本計画は、深谷市環境基本条例に基づき、本市における環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを定めるものです。

また、「第2次深谷市総合計画」で掲げられている目指すべき将来都市像を実現するための暮らし・環境の分野におけるまちのイメージである「安心とやすらぎを感じられるまち」を実現するための方向性を示す計画として位置づけられています。

さらに、国や県の環境基本計画や環境保全活動への取組などと連携し、市民、事業者及び行政が一体となり環境に配慮した施策・事業を進めていくための指針となるものです。

なお、本計画は「深谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「深谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、「深谷市気候変動適応計画」を包含した計画として位置付けることで、市全体の地球温暖化対策を進めていきます。

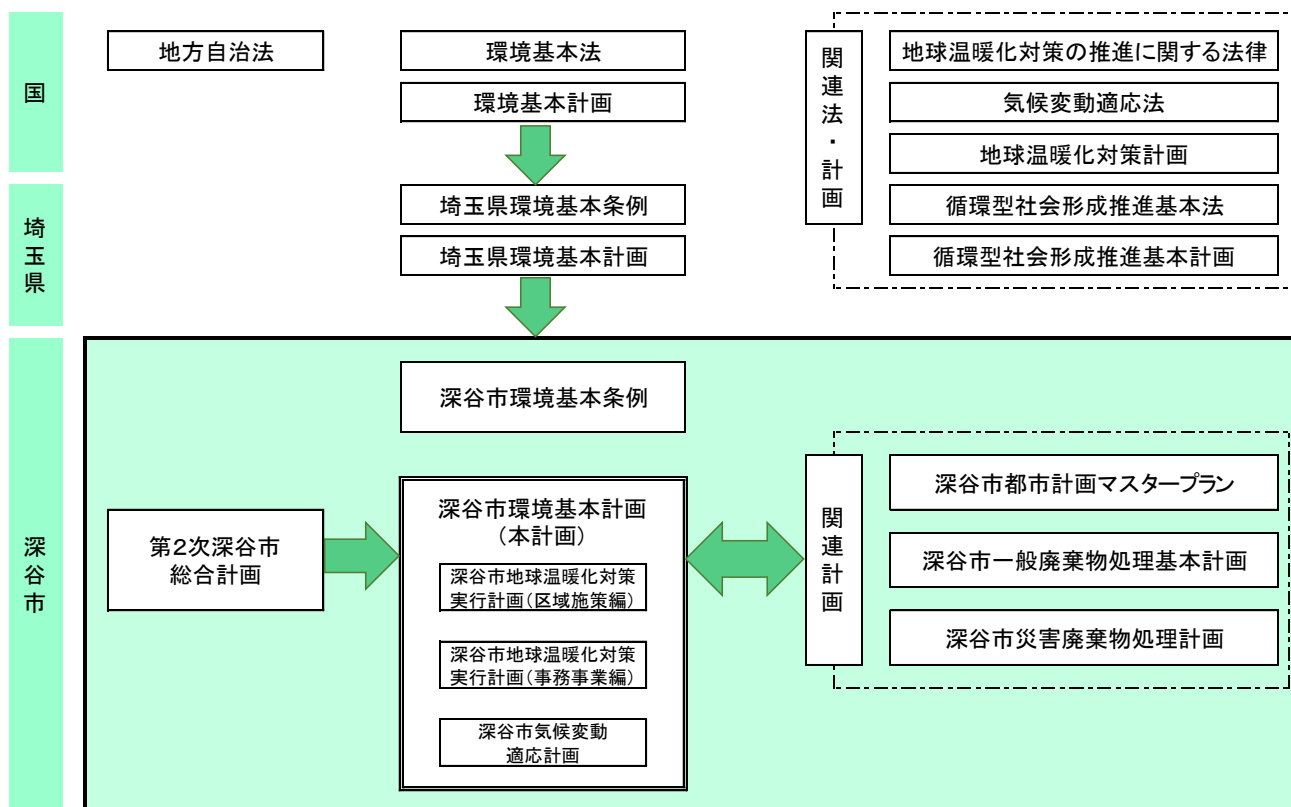


図 1-1 本計画の位置づけ

### 3 計画の期間

本計画の計画期間は長期的（30年程度）な展望を持ちつつ、第2次深谷市総合計画の計画期間との整合性を踏まえながら、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

和暦 (年度)	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和12	令和32
西暦 (年度)	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2030	2050
深谷市環境基本計画	前計画期間					本計画期間						
						↑ 見直し						
深谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）						本計画期間						
深谷市気候変動適応計画						本計画期間						
深谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	前計画期間					本計画期間						
第2次深谷市総合計画	前期基本計画					後期基本計画						
											長期目標年度	

### 4 計画の対象の範囲

本計画で対象とするのは、以下の表の範囲とします。

対象分野	主な内容
地球環境	地球温暖化、再生可能エネルギー、省エネルギー など
資源循環	資源の有効利用、廃棄物の処理 など
自然環境	森林、里山、農地、水辺、生物多様性 など
生活環境	大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌、有害化学物質、自然災害 など
地域環境活動	環境学習、環境情報の提供、市民、事業者及び行政の協働の取組、地域の環境保全活動 など

## 5 計画の構成

本計画は、次のような項目を含めて作成しました。目指すべき環境のすがたとして「安心とやすらぎを感じられるまち ～市民が住みやすく地球環境がまもられるまち～」と定めます。

- 第1章 計画の基本的な考え方
- 第2章 本市を取り巻く状況
- 第3章 目指すべき環境のすがた
- 第4章 目標実現のための施策
- 第5章 計画の推進・進行管理

## 6 計画の実施主体

環境保全のためには、市民、事業者及び行政が、それぞれの立場に応じた活動を考え、主体的に取り組んでいくと同時に、相互に連携しながら協働を基本理念として活動する枠組みを構築することが必要となります。

そのため、本計画の主体は、深谷市の構成員（市民、事業者、行政）すべてを対象とします。

